

學 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 頌栄短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。

- 2 保育科の教育研究上の目的は、保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすものとする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項に関する規定は別に定める。

(学科及び収容定員)

第3条 本学に設置する学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	収容定員
保育科		125名	250名

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第2章 入学、退学、休学、転入学及び除籍

(入学の時期)

第5条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) その他、相当の年齢に達し、高等学校卒業と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第8条 入学者の選考は、別に定めるところによって行い、可否は教授会において判定する。

(入学手続及び入学許可)

第9条 前条による合格者は、指定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対して入学を許可する。
- 3 正当な理由なしに入学手続を期日までに完了しないときは、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第10条 入学を許可された者は、保証人を置くものとする。

- 2 保証人は父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 3 保証人が死亡又はその他の理由によって資格を失ったときには、新たに保証人を定めて届け出なければならない。

(退 学)

第11条 疾病その他の理由により退学しようとする者は、所定の退学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

- 2 退学の日付は、学費を既に納めている者については、退学が認められた日とし、学費を未納の者については、学費が納められている学年又は学期の末日とする。
- 3 退学に関するその他の事項は、別に定める。

(休 学)

第12条 疾病その他やむを得ない事由により休学しようとする者は、所定の休学願いを学長に提出して許可を得なければならない。

- 2 休学の期間は、1年を超えることができない。
- 3 許可された休学期間の経過後も休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前にあらためて休学願を提出しなければならない。
- 4 休学し得る期間は、通算して2年を超えることができない。
- 5 休学期間は、在学年数に算入しない。
- 6 休学に関するその他の事項は、別に定める。

(復 学)

- 第13条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の復学願を学長に提出し、許可を得なければならない。
- 2 復学の時期は、前期又は後期の各開始日とする。
 - 3 復学に関するその他の事項は、別に定める。

(再 入 学)

- 第14条 再入学を志願する者がある時は、欠員がある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、審査の上これを定める。
 - 3 再入学に関するその他の事項は、別に定める。

(他校への転入学)

- 第15条 本学から他校への転入学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。
- 2 転入学に関するその他の事項は、別に定める。

(除 籍)

- 第16条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。
- (1) 学費の納入を怠り、催促した後もなお納付しない者
 - (2) 第4条に定める在学年限を越えた者
 - (3) 第12条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 2 除籍に関するその他の事項は、別に定める。

(復 籍)

- 第17条 前条第1項第1号により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。
- 2 復籍に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成)

- 第18条 教育課程は、別表第1の通り、授業科目を基礎教養科目及び専門教育科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。
- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - 3 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下「遠隔授業」という。)
 - 4 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。

(単 位 数)

- 第19条 本学における授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前項各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、修了研究については、学修の成果を評価して単位を授与することが必要と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(授業期間)

- 第21条 1年間の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(履修登録)

- 第22条 学生は履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。
- 2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

- 第23条 一の授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。
- 2 履修に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学等における履修等)

- 第24条 本学は、他の大学又は短期大学等の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教授会において教育上有益であると認めた場合に、これを許可することができる。
- 2 他の大学又は短期大学等で修得した授業科目の単位数は、30単位を超えない範囲で本学で修得したものとみなすことができる。

(遠隔授業による修得単位)

- 第24条の2 第18条第3項の授業方法により修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中にも含めることができる。

第4章 学修の評価及び卒業等

(学修の評価)

第25条 学修の評価は、S（秀）、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）をもって表し、C（可）以上を合格とする。

2 学修の評価に関して必要な事項は、別に定める。

(GPA 制度)

第25条の2 前条に基づき GPA 制度を設ける。

2 GPA 制度に関して必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件)

第26条 本学を卒業するためには、別表第1に定める授業科目の中から、基礎教養科目13単位以上、専門教育科目49単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第27条 本学に2年在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第28条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士（保育学）の学位を授与する。

(免許等の取得)

第29条 本学において取得することが出来る免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格とする。

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。幼稚園教諭二種免許状を取得するための実習に関する事項は別に定める。

3 保育士資格を取得しようとする者は、第26条に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。保育士資格を取得するための実習に関する事項は別に定める。

第5章 学年、学期及び休日

(学年)

第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第31条 学年を、次の2学期にわけらる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第32条 本学の休業日を次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定されている日

(2) 日曜日

(3) 開学記念日 4月21日

(4) 創立記念日 10月22日

(5) 春季休業日 3月18日から3月31日まで

(6) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日に授業等を実施することがある。また、臨時に休業日を設けることがある。

第6章 入学検定料、入学金、学費その他の費用

(入学検定料等の金額)

第33条 本学の入学検定料、入学金及び学費については、別表第2のとおりとする。

2 入学検定料は受験前の所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(学費の納入時期)

第34条 学費は、前期、後期の2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2 選択科目の実習費は、実習時期に応じて納入することがある。

3 特別の事情があると認められる者は、学費の延納又は分納を認めることがある。

4 延納及び分納に関して必要な事項は別に定める。

(退学及び停学の場合の学費)

第35条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の学費は徴収する。

2 停学期間中の学費は徴収する。

(休学の場合の学費)

第36条 休学を許可された者の学費については、別に定める。

(納付した学費等)

第37条 納付した入学検定料、入学金及び学費等は、原則として返還しない。

第7章 職員組織

(職員組織)

第38条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 学長は指名により、副学長を置くことができる。

3 職員組織については、別にこれを定める。

第8章 教授会

(教授会の構成、開催の要件等)

第39条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、客員教授及びその他の職員を教授会に加えることができる。

- 出席教員数が3分の2に足りないときは、学長は教授会を開くことができない。
- 教授会構成員の3分の1以上の要請のあるとき、学長は教授会を開かなければならない。
- 教授会は、月1回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に教授会を開くことができる。
- 教授会については、別にこれを定める。

第9章 専攻科

(専攻科の設置)

第40条 本学に専攻科（保育学専攻）を置く。

(目的)

第41条 専攻科は、短期大学保育科の基盤の上に、精深な学識、研究能力及び高度な保育実践能力を養うことを目的とする。

(収容定員)

第42条 専攻科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	定員	入学定員	収容定員
保育学専攻		20名	40名

(修業年限)

第43条 専攻科の修業年限は2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第44条 専攻科に入学することのできる者は次の1号に該当するとともに、2号又は3号のいずれかに該当する者とする。

- 保育士資格又は幼稚園教諭二種免許状を有する者
- 大学、短期大学又は専修学校（保育専門学校等）を卒業した者
- 本学において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

(教育課程の編成)

第45条 専攻科の教育課程は、別表第3の通り、授業科目を理論系科目及び実践系科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 前項の授業は、遠隔授業で履修させることができる。
- 教育課程に関し、履修方法については、別に定める。専攻科の授業科目及び単位数は別表第3のとおりとする。

(遠隔授業による修得単位)

第45条の2 第45条第3項の授業方法により修得した専攻科の単位は、30単位を超えない範囲で修了に必要な単位の中に含めることができる。

(修了の要件)

第46条 専攻科を修了するためには、2年在学し、別表第3に定める授業科目の中から62単位以上を修得しなければならない。

(修了)

第47条 専攻科に2年在学し、前条に規定する単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が修了を認定する。

- 学長が修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学士の学位の取得)

第48条 専攻科修了者のうち、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たし、かつ大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者には、学士（教育学）の学位が授与される。

(免許状の取得)

第49条 前条に該当する者で、専攻科において、教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の単位を修得した者は、幼稚園教諭一種免許状を取得することができる。

(入学検定料及び学費)

第50条 専攻科の入学検定料及び入学金、授業料等の学費については別表第4のとおりとする。

- 入学検定料は所定の期日までに、入学金は入学前の所定の期日までに納入するものとする。

(専攻科一年次修了の要件)

第51条 専攻科に1年在学し30単位以上修得したものについては、教授会の意見を聴き、学長が一年次修了を認定する。

- 専攻科一年次修了に関して必要な事項は別に定める。

(専攻科途中年次入学)

第52条 大学改革支援・学位授与機構認定の短期大学専攻科における1年次修了者は、専攻科における途中年次への入学を許可することがある。

- 途中年次入学に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

(準用)

第53条 専攻科に関して、本章に定めるもののほかについては、本学則第7条、第8条、

第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第16条、第17条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第54条、第56条、第57条、第58条、第61条、第63条、第64条、第65条を準用する。

第10章 長期履修生

(長期履修生)

- 第54条 学習機会の多様化を図ることを目的として、本学で定めている修業年限を越えて履修し卒業すること、また学納金についても通常の学生とは異なる納入方法をとることを希望する者は、教授会において選考の上、長期履修生として許可することがある。
- 2 長期履修生に関して、本条の定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

- 第55条 第6条に規定する入学資格を有する者で、国、地方公共団体等から派遣されて、特定の授業科目の受講や特定の研究課題についての研究を行うことを委託された者は、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、委託生として許可することがある。

(科目等履修生)

- 第56条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者のあるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会において選考の上、学期の始めに科目等履修生として履修を許可することがある。
- 2 科目等履修生には、学則第25条の規定を準用して単位を認定することができる。
- 3 科目等履修生に関して、本条に定めるもののほか必要なことについては別に定める。

(外国人留学生)

- 第57条 日本以外の国籍を有し、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。外国人留学生の取り扱いについては別に定める。

第12章 図書館及び乳幼児研究所

(付属図書館)

- 第58条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の研究、学習に資する。
- 2 図書館及び図書閲覧に関する規定は別に定める。

(付属乳幼児研究所)

- 第59条 本学に乳幼児研究所を置く。
- 2 乳幼児研究所について必要なことは別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

- 第60条 本学の教育・研究を広く公開し、地域社会との連携を推進するため、公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座の内容、時期、期間等必要なことは、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第14章 厚生、保健施設

(嘱託医)

- 第61条 本学に嘱託医を置き、本学教職員及び学生の厚生保健についてその指導を受ける。

(厚生施設)

- 第62条 本学に学生食堂その他の厚生施設を置く。

第15章 賞罰及び奨学

(表彰)

- 第63条 学力及び品行において学生として表彰に値する者は、教授会の意見を聴き、学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第64条 本学の規定に違反し、又は学生として本分に反する行為をしたと認められる者は、教授会の意見を聴き、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者
 - (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生の懲戒に関する規程は別に定める。

(奨学)

- 第65条 本学に奨学制度を置く。
- 2 奨学制度に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は昭和25年4月1日からこれを施行する。

(中略)

この改正学則は2019年(平成31年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2020年(令和2年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2020年(令和2年)4月15日からこれを適用する。
 この改正学則は2021年(令和3年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2022年(令和4年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。
 この改正学則は2023年(令和5年)4月1日からこれを適用する。
 ただし、この学則適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表第1

授 業 科 目		単位数		備考
		必修	選択	
基礎教養科目	キリスト教学	2		13単位以上
	頌栄学	1		
	子どもと人権	2		
	社会学		2	
	日本国憲法		2	
	心理学		2	
	生物学		2	
	保育と情報		2	
	英語 I	2		
	英語 II		2	
体育(講義)	1			
体育(実技)	1			
専門教育科目	教育原論	2		49単位以上
	教育社会学		2	
	保育原論	2		
	教職・保育概論		2	
	子ども理解と相談援助		2	
	保育方法論		2	
	子ども家庭福祉	2		
	社会福祉概論	2		
	子ども家庭支援論		2	
	社会的義護 I		2	
	社会的義護 II		1	
	保育の心理学	2		
	子ども家庭支援の心理学		2	
	教育心理学		2	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの保健	2		
	子どもの食と栄養 a	1		
	子どもの食と栄養 b	1		
	特別支援教育・保育概論	2		
	乳児保育 I	2		
	乳児保育 II	1		
	子育て支援		1	
	音楽 I	1		
	音楽 II	1		
	芸術表現		1	
	現代保育・教育問題演習	1		
	教育課程の意義と編成	2		
	保育内容総論	1		
	子どもと健康(領域)		2	
	子どもと人間関係(領域)		2	
	子どもと環境(領域)		2	
	子どもと言葉(領域)		2	
	子どもと表現(領域)		2	
	健康の指導法		2	
	人間関係の指導法		2	
	環境の指導法		2	
	言葉の指導法		2	
	表現の指導法 A		2	
	表現の指導法 B		2	
	保育指導法		2	
	キリスト教保育	2		
	キャリアへのアプローチ I	1		
	キャリアへのアプローチ II	1		
	教職・保育実践演習(幼)		2	
	基礎演習	2		
	教育・保育基礎実習		1	
	教育・保育基礎実習事前事後指導		1	
教育実習		4		
教育実習事前事後指導		1		
保育実習 I a(保育所)		2		
保育実習 I b(施設)		2		
保育実習 I a(保育所)事前事後指導		1		
保育実習 I b(施設)事前事後指導		1		
保育実習 II		2		
保育実習 II事前事後指導		1		
施設実践演習		2		
施設実践演習事前事後指導		1		

別表第2

項 目	金 額	備 考
入学検定料	30,000円	
入 学 金	350,000円	入学時のみ
授 業 料	780,000円	年 額
実験実習費	30,000円	年 額
教育充実費	240,000円	年 額

※学外実習費は別に徴収する。

別表第3

授 業 科 目	単位数		備考
	必修	選択	
キリスト教保育特論	2		62単位以上
子どもの権利と社会		2	
保育学研究		2	
保育心理学		2	
社会福祉研究		2	
子ども家庭福祉論		2	
自然研究		2	
教育哲学特論		2	
保育施設運営論		2	
現代保育・教育問題特論		2	
子どもとアート		2	
ICT教育演習		2	
幼児と言葉		2	
幼児と環境		2	
幼児と健康		2	
幼児と表現		2	
幼児と人間関係		2	
幼児の身体表現		2	
幼児の造形表現		2	
子どもと絵本の愉しみ		2	
子どもの生活と環境		2	
幼児教育課程特論		2	
特別支援教育・保育総論		2	
子育て支援論		2	
教育相談		2	
保育指導法演習		2	
保育実践学習 I		2	
保育実践学習 II		2	
保育実践学習 III		2	
保育研究演習	4		
修了研究	6		

別表第4

項 目	金 額	備 考
入学検定料	20,000円	
入 学 金	100,000円	入学時のみ
授 業 料	560,000円	年 額
実験実習費	20,000円	年 額
教育充実費	200,000円	年 額

【注】ただし、本学卒業生(卒業見込みの者を含む)は、入学検定料を半額免除し、入学金及び教育充実費のうち50,000円免除とする。
 履修科目によっては、実習費等を別に徴収する。